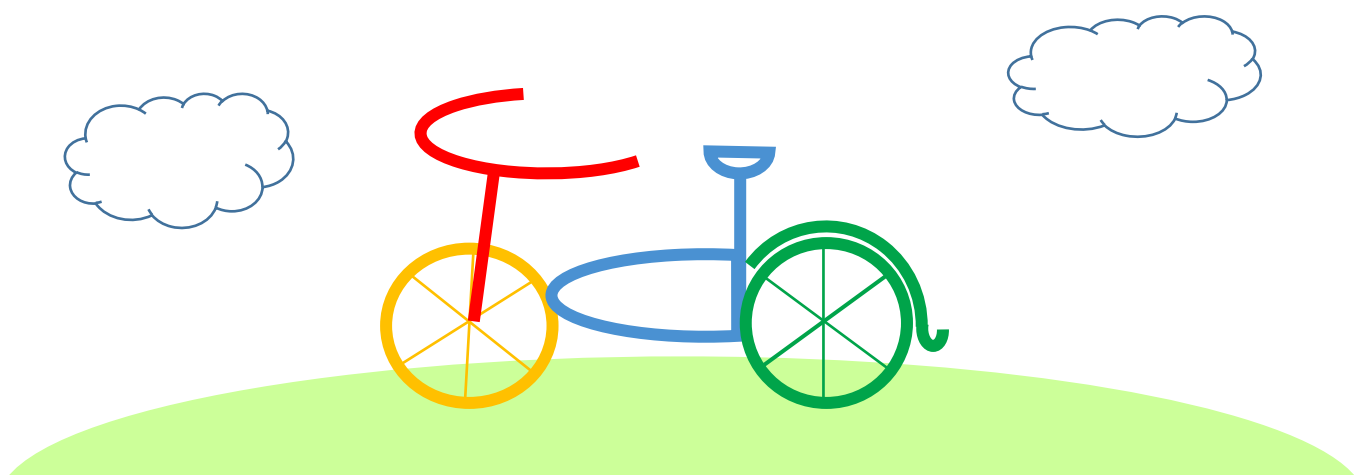


# 自転車のまちに向けた 提言書



令和5年1月26日  
戸田市議会 文教・建設常任委員会



## 1. はじめに

戸田市議会が制定した「戸田市みんなで守ろう自転車の安全利用条例」が平成25年1月に施行されてから10年目となります。

本市は、平坦な地形であることから自転車走行に適したまちであり、自転車利用の需要が伸びています。

本市議会としましては、これまでも「自転車の似合うまちづくりに向けての提言書」（平成23年1月文教・建設常任委員会）や「ルールを守り快適な自転車のまちづくりに向けた提言書」（平成31年1月市民生活常任委員会）など、執行部に対し、『自転車のまちづくり』に向けた提言を行ってまいりました。

本市では、現在、第5次総合振興計画でも基本目標として「安全な暮らしを守るまち」の中で自転車通行空間の整備を計画的に進めております。また、令和4年3月からは実証実験としてシェアサイクル事業が開始され、自転車によるまちづくりが推進されております。

一方、自転車利用のルール・マナーの向上や交通事故は課題であり、自動車利用者のルール・マナー啓発も含めたソフト面の施策も重要であります。当委員会では、シェアサイクル事業者の説明、先進市（札幌市、千葉市など）の視察、市内自転車団体との議会懇談会、自転車での市内自転車通行空間の調査を実施いたしました。

そこから見えてきた課題や先進自治体の取組などを踏まえ、今後の政策の参考にしていただけるよう各取組について、次のとおり提案いたします。

## 2. 提言項目

### (1) 自転車利用ルール・マナーの周知啓発

～ゆずりあい・思いやりのあふれるまちへ～

- ①街頭啓発活動の実施
- ②チラシ・ポスター・ハンドブック等の作成
- ③多世代を対象とした交通安全教育等の開催

### (2) 自転車通行空間の整備

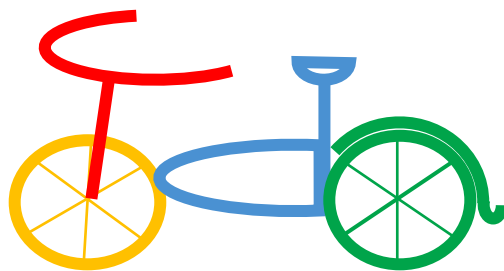
～安全で走りやすいまちへ～

- ①自転車通行空間の一体的な整備

### (3) 自転車の利用促進

～楽しく安心して走れるまちへ～

- ①シェアサイクルの促進
- ②自転車保険等への加入促進
- ③自転車用ヘルメットの着用促進
- ④バックライトの促進
- ⑤自転車のまちのPR
- ⑥自転車施策推進体制の構築



## (1) 自転車利用ルール・マナーの周知・啓発 ～ゆずりあい・思いやりのあふれるまちへ～

利便性の高い自転車を利用することは、市域がコンパクトで平坦な地形である本市において極めて有用であり、老若男女問わずに利用できるツールです。

しかし、誰でも手軽に利用できる一方で、「スマートフォンを操作しながらの運転」「逆走」「歩道上でのスピードを出した走行」など、危険な運転が見受けられ、ルールやマナーを知らないまま走行している利用者もいるのではないかという懸念もあります。

本市では、毎月10日の自転車安全利用の日における交通安全啓発活動など、様々な啓発活動を実施しているが、さらなる啓発活動を推進していくことが求められます。

また、自転車に乗る人がルールやマナーを守ることはもちろんのこと、歩行者や自転車、自動車など周囲への思いやりの気持ちを持って走行することが大切です。

そこで、自転車利用のルール・マナーを周知・啓発を推進するとともに、自転車利用者が思いやりの気持ちを育むことができる取組を推進することを提案します。

### ①街頭啓発活動の実施

本市は、市内に3駅（戸田公園駅、戸田駅、北戸田駅）あり、通勤・通学等で自転車を利用して駅に向かう人も多くいます。また、市内には、3校の高等学校（南稜高校、戸田翔陽高校、戸田かけはし高等特別支援学校）があり、自転車通学の生徒も多く見受けられます。このような事情から、通勤・通学の時間帯に主要な幹線道路などで、見守り活動とあいさつ運動による街頭啓発活動を実施することは、目に見えるまちを挙げての取組

として非常に効果的であると考えます。

そこで、実施に当たっては、自転車利用の多い学生の参加協力が重要であり、活動に参加することで自身の意識啓発につながるとともに、啓発活動を目にした側も同世代が啓発活動していることで、自分たちもルールやマナーを守らなければという姿勢や意識が育まれ、相乗効果が得られると考えられることから、以下の取組について提案します。

#### 【実現に向けて】

- ・市内高等学校や警察、町会・自治会等の関係機関と連携した街頭啓発活動を実施してください。

#### 【参考】千葉市の取組

千葉市では、朝の通勤・通学時間を利用し、警察、高校、大学などと連携した街頭啓発活動を実施しています。啓発の方法は、ルールやマナーが書かれたボードを持って歩道に並び挨拶をすることです（注意や指導はしません）。これにより、自転車をはじめ、歩行者や自動車の運転手にも啓発のメッセージ自然な形で目に入れてもらい、押し付けることなく、ルールやマナーの啓発が図られます。



「自転車の安全利用に関する街頭啓発」

沿道の高校や大学に通う生徒と連携して啓発活動を実施しています。

(出展：千葉市ホームページ)

## ②チラシ・ポスター・ハンドブック等の作成

本市では、交通安全利用五則のチラシや「戸田市みんなで守ろう自転車の安全利用条例」の要約版しおりなどの各ツールを活用し、ルール・マナー等の啓発を実施しています。しかしながら、先述のとおり、自転車の危険な運転やルール・マナーが守られていない状況もあり、市民一人ひとりが自転車の安全利用を自分ごととして捉えていく意識の醸成が必要です。

そのためには、現在の啓発ツールをさらに分かりやすく読みやすくなるよう努め、また、対象の世代に合わせた啓発内容とするなど、さらなるルール・マナーの周知・啓発を図るため、以下の取組について提案します。

### 【実現に向けて】

- ・親しみやすく読みやすいデザインの教本等や世代に応じたチラシ・ポスターを作成し、周知活用してください。

### 【参考】千葉市の取組

「はじめよう、ちばチャリストাইル！」と銘打って、ちばチャリダー育成Bookやちばチャリストাইル！リーフレットを作成し、啓発活動に活用しています。



#### 「ちばチャリダー育成Book」

親しみやすいデザインで描かれ、読みやすいように工夫がされています。また、キャッチコピーやキャラクターを用いて「自転車のまち」をPRしています。



#### 「中学生向けのチラシ」

高校進学を控えた中学生向けの内容に。ほかにも小学生向けのチラシも作成するなど、世代に応じた啓発活動を実施しています。

(出展：千葉市ホームページ)

### ③多世代を対象とした交通安全教育等の実施

交通安全教室をはじめとする交通安全教育は、自転車利用ルールやマナーなどの基本的な事項を教えることができるほか、思いやりの気持ちをもって自転車に乗ることを直接的に伝えることができる絶好チャンスでもあります。

本市では、小学4年生を対象とした交通安全教室を実施していますが、小学4年生に限らず、対象の学年を広げ、自分自身の自転車安全利用に加え、子供を守り、教える立場として、親世代（親子向け）や高齢者などの多世代を対象とした以下の取組について提案します。

#### 【実現に向けて】

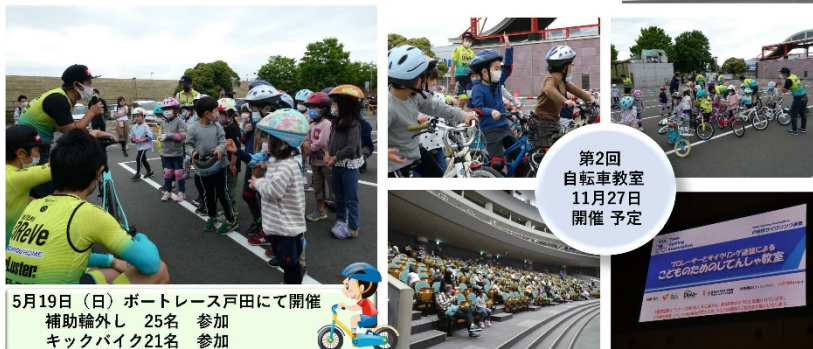
- ・官民連携による子供から高齢者まで多世代を対象とした、切れ目のない交通安全教育の実施を検討してください。
- ・自転車リーダーを育成し、地域の指導者による安全利用の促進を図ってください。

#### 【参考】戸田市サイクリング連盟のこどものための自転車教室

幼児から小学校低学年を対象に自転車の安全な乗り方や基本的な交通ルールを学べる教室を実施しています。

#### こどものための自転車教室

4歳から小学生低学年対象の補助輪外し教室



（画像提供：戸田市サイクリング連盟）



【参考】茅ヶ崎市の交通安全教育の取組

自転車利用者の注意喚起と小学生自身の意識啓発を目的に、学区内でのまち歩きなどを通じ、危険な箇所を選び、子供たちの手でデザインした「自転車止まれ」ステッカーを貼る取組を実施しています。



「オリジナル「自転車止まれ」ステッカー大作戦！」



「子供たちがデザインしたステッカー」

(出展：茅ヶ崎市ホームページ)

【参考】京都市の取組（「京都市自転車安全教育プログラム」参照）

自転車利用者に求められるルール・マナーは年齢等に応じて異なる場合があるため、子どもからお年寄りまでを対象としたライフステージに合わせた自転車安全教育を実施しています。

年代	ステージ	わかる	自転車安全教室の一例
幼児	覚える・わかる	自転車運転技術の向上	・キックバイクを用いた子ども自転車教室 (学校現場で実施)
小学生		交通ルールの基本を覚える	
中学生 高校生	わかって実践する	危険の予測・回避	・「見て分かる！」自転車安全教室 ・スケアード・ストレイト方式による自転車安全教室
大学生		事故のリスク理解 社会的責任の認識	
社会人	わかって実践し、 他者にも伝える	指導者としての視点 保護者としての視点	・自動車教習所を活用した自転車安全利用講習 (社会人対象) ・パパママ自転車教室 ・自転車用ヘルメットとチャイルドシート使用講習会
高齢者		指導者としての視点 加齢に応じた運転	

## (2) 自転車通行空間の整備 ～安全で走りやすいまちへ～

本市では、第2次戸田市歩行者自転車道路網整備計画に基づき、毎年、計画的に整備が進められております。自転車利用のルール啓発と併せて、自転車通行空間等の整備が進むことにより、安全で快適に走行できるようになり、ますます自転車利用の需要が高まるものとなります。

当委員会において、シェアサイクル等を利用して自転車通行空間等を走行し、安全性や快適性などの観点から、視察・調査を実施しました。市内の自転車通行空間は、毎年、計画的に整備が進み、着実に設置距離が延びていますが、実際に走行したところ、「交差点の通行区分に曖昧な箇所が多く、自転車側からも自動車側からも分かりづらい」「自転車専用通行帯に多くの車が乗り入れ、路上駐車している（自動車ドライバーがルールを認識していない可能性がある）」「沿道の樹木や植栽の管理が不十分であり、枝などが道路にせり出し、自転車の通行を妨げている」など、現状のままでは危険を伴う箇所も見受けられました。

このことから、今後、自転車通行空間を計画的に整備するに当たって、安全で快適な通行空間を確保していくため、以下のとおり提案します。

### ①自転車通行空間の一体的な整備

自転車通行空間の整備には、道路面への青色レーンや矢羽根の設置に留まらず、道路の段差や樹木の枝などの障害物、自動車や歩行者からの視点など、「空間」を総合的に捉え、安全で快適な通行空間を整備していく必要があるため、以下の取組について提案します。

#### 【実現に向けて】

- ・道路整備に当たっては、関係部局が連携し、道路・歩道・樹木など一体となった空間整備を実施してください。
- ・自転車通行空間におけるルール表示の強化を実施してください（交差点

における通行区分の明確化、自動車の路上駐車禁止や自転車の逆走禁止など自動車・自転車双方への注意喚起など)。

- ・ 植栽面積削減による道路幅員の確保や樹木のこまめな剪定を実施してください。

**【参考】 市内自転車通行空間の現状 (令和4年6月調査実施)**



車道にはみ出した樹木の枝



自転車専用通行帯での路上駐車



植栽帯が広く歩道や自転車通行空間が狭い箇所



車道と側溝の接続部分に段差のある箇所

### (3) 自転車の利用促進 ～楽しく安心して走れるまちへ～

本市が自転車利用に適した環境であることを踏まえ、『自転車のまち』であることを掲げ、自転車の利用促進に取り組んでいくためには、市内外に向けてPRし、まち全体で機運を盛り上げていくことができる取組を推進することを提案します。

#### ①シェアサイクルの促進

本市において、令和4年3月からシェアサイクルの実証実験が開始したところです。JR3駅や公共施設、公園等にサイクルポートが設置され、運用が開始されています。

当委員会でも、シェアサイクル事業者から説明を受け、市内の試乗を実施したほか、札幌市、千葉市などの先進自治体の視察を実施するなど、調査研究を行い、そこから見えてきた本市の課題として、「まだまだ認知度が低い」「サイクルポート数が少ない」「ペダルの変形やディスプレイ取り付け部分のゆるみ、バッテリー切れなどメンテナンスが不十分」などが挙げられます。

このことから、利用促進に当たって、以下の取組について提案します。

#### 【実現に向けて】

- ・シェアサイクルの周知を強化してください。
- ・民間と連携した私有地へのサイクルポート設置を検討してください。  
(例：事業所、商業施設、民間駐車場など)
- ・事業者へのメンテナンス等管理体制の強化を要請してください。
- ・利用方法の簡略化について事業者と協議してください。
- ・シェアサイクルの愛称を検討してください。

【参考】他自治体のシェアサイクル・コミュニティサイクル等の愛称例

北海道十勝市 「とかつちゃ」	茨城県つくば市 「つくチャリ」
東京都世田谷区 「がやりん」	東京都千代田区 「ちよくる」
東京都江戸川区 「eサイクル」	兵庫県姫路市 「姫チャリ」
岡山県岡山市 「ももチャリ」	鹿児島県鹿児島市 「かごりん」



戸田市だったら「〇〇りん?」「〇〇くる?」「〇〇チャリ?」

【参考】特定非営利活動法人ポロクルのシェアサイクル

ポロクルの自転車は、安心のプリチストン製とヤマハ製。  
480台すべての自転車に電動アシスト機能が付いています。



「ポロクル」  
20インチでまたぎやすく、小柄な方でも  
乗りやすい形状です。

操作パネルは液晶ディスプレイが見やすく、  
プリペイドカードでの利用も可能です。

(出典：特定非営利活動法人ポロクル)

②自転車保険等への加入促進

全国の自転車事故における高額賠償事例を受け、埼玉県では「埼玉県自転車  
の安全な利用の促進に関する条例」を改正し、平成30年4月1日か  
ら、自転車利用者の保険等への加入が義務化されました。

しかしながら、加入していない利用者や一度加入したものの更新をし



ていないという利用者も多い状況も見受けられます。この背景には、自転車保険が1年更新である場合が多く、更新時期を忘れがちであることや、どのような保険に入ればよいか分からないといった要因も挙げられます。

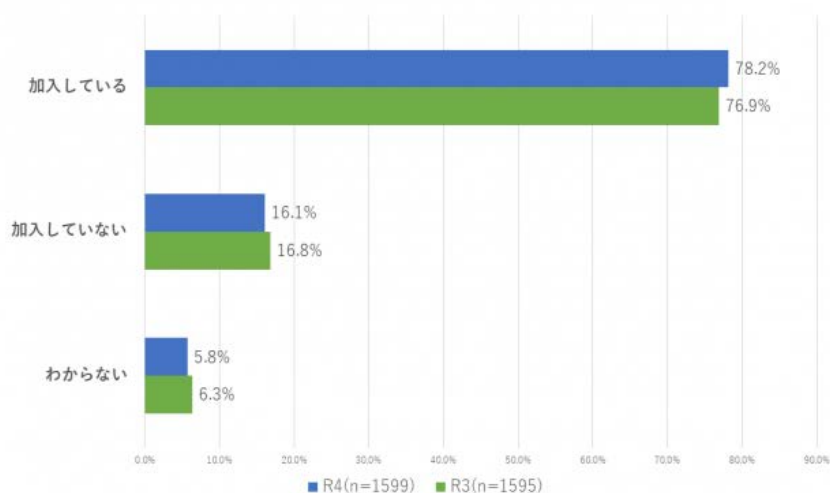
このことから、埼玉県において義務化されている自転車保険の加入促進が周知徹底されるよう、以下の取組について提案します。

#### 【実現に向けて】

市ホームページのほか、啓発活動や交通安全教室などで以下の点を周知してください。

- ・高額賠償請求の事例など、自転車の乗車時のリスクを紹介し、自転車保険等加入の必要性を伝えてください。
- ・市ホームページなどで自転車保険等の種類や推奨する条件を紹介してください。
- ・自転車保険等の更新を忘れないよう注意喚起を行ってください。
- ・自転車保険等の加入率の実態調査してください。

#### 【参考】埼玉県「自転車損害保険等への加入状況について」



埼玉県では、自転車損害保険等への加入義務化されている中、全体の約2割が「加入していない」「わからない」と答えています。

(出展：埼玉県ホームページ)

### ③自転車用ヘルメットの着用促進

令和5年4月1日から自転車のヘルメットの着用が努力義務となることが決まりました。これまでも全国の自治体では条例等により自転車のヘルメットの着用が定められており、主には子供や高齢者を対象にしたものが多い状況です。また、警視庁のデータによると、令和3年中に自転車事故で死亡した人のうち、ヘルメットを着用していなかった人は90%以上の割合であり、そのうち約70%が頭部を損傷とのことです。

このことから、ヘルメットを着用し、必要性は高い頭部を守ることは重要であり、ヘルメットの着用を促進するため、以下の取組について提案します。

#### 【実現に向けて】

- ・ 自転車用ヘルメット着用の重要性や安全性をアピールしてください。
- ・ 自転車用ヘルメットやヘルメットホルダーなどの購入費補助金等を検討してください。

#### 【参考】警視庁 自転車死亡事故損傷部位の割合

##### 自転車死亡事故の約7割が頭部に致命傷を負っています

自転車事故で死亡した人の約7割（注記1）が頭部に致命傷を負っています。また、頭部を怪我した際の死亡率は頭部以外と比べて約15倍も高くなっています。自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です！！

（注記1）令和元年から3年都内の自転車事故死亡者の損傷部位の割合



（出典：警視庁ホームページ）

#### ④バックライトの促進

自転車の夜間走行は、自動車のドライバーから気付かれないこともあり、自転車にとって危険な時間帯となっています。その対策として、バックライトを点灯することで、自動車のドライバーに存在を知らせ、事故の予防につなげることができると思います。特に、中学生になると、塾や部活動など自転車を利用する機会が増えることから、自転車の安全利用及び意識啓発を図ることを目的に以下の取組について提案します。

##### 【実現に向けて】

- ・中学生へのバックライトの配付を実施してください。

##### 【参考】夜間におけるバックライトと反射板の比較

夜間におけるバックライトと反射板を比較すると、反射板は光が当たっても見えにくく、早期に存在を知らせるためにバックライトは効果的です。



バックライト



反射板

##### 【配付に係る概算費用】

(初年度)	中学校全校生徒に配付	約 1,300 円 × 約 3,700 人 = 約 481 万円
(2 年目以降)	中学校新 1 年生全員に配付	約 1,300 円 × 約 1,300 人 = 約 169 万円



## ⑤自転車のまちPR（ロゴ、キャラなど）

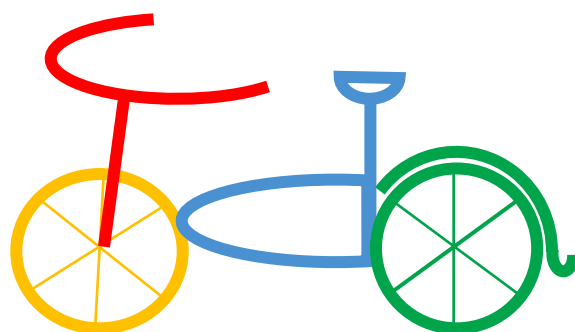
「自転車のまち とだ」を目指し、まちを挙げての取組であることを市内外に発信するとともに、各取組が共通の取組として認識され、相乗効果が発揮されるものと考えます。

そこで、市民の認知度の向上や意識の醸成につなげていくため、以下の取組について提案します。

### 【実現に向けて】

- ・自転車のロゴやキャラクターの作成を検討し、チラシやリーフレットなどの各取組のツールに活用してください。

【参考】 T o d a を使った自転車ロゴ（案）（色はハーモナイズドカラー）



「T」はハンドル、「o」は前輪、「d」はフレーム・サドル、「a」後輪を表しています。チラシや刊行物など啓発物にロゴを掲載することで、各取組が市をあげた共通の取組であることが認識され、相乗効果につながります。

（デザイン：文教・建設常任委員会）

## ⑥自転車施策推進体制の構築

国では、「自転車活用推進法（平成29年5月）」が施行され、この法の施行を受け、「自転車活用推進計画（平成30年6月）」を策定し、環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進など、新たな課題に対応するため、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することが示されています。

今後、市民や事業者など様々な関係者と協働・連携しながら、さらなるルール・マナーの啓発や自転車活用の促進を図っていくため、本市においても自転車活用推進計画を策定し、計画的な事業の推進が求められることから、以下の取組について提案します。

### 【実現に向けて】

- ・「みんなで守ろう自転車の安全利用条例」を見直し、自転車活用推進計画を定めるよう条例に位置付けてください。
- ・自転車を活用したまちづくりに関する計画を策定してください。
- ・自転車の利用の促進及び安全利用に関する周知、啓発、教育、指導等を実施するなど、計画策定等、施策を総合的に推進するため、「自転車課」若しくは「自転車担当」のような部局横断的に施策を推進できる専門的な担当の設置を検討してください。
- ・自転車の安全で快適な利用環境整備をはじめ、国の方針にのっとり、市民の健康増進や環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持など総合的かつ計画的に推進してください。

### 【参考】千葉市自転車を活用したまちづくり条例

基本理念を定め、市、市民等、自転車利用者等の責務及び役割を明らかにするとともに、これらの者の連携その他の基本的な事項を定めることにより、自転車を活用したまちづくりの総合的な推進に資することを目的としている。

### 3. まとめ

今回はコロナ禍が継続中であり、調整にかなりの困難がありました。まずは、調査にご協力いただいた関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

調査した先進市におきましては、官民の間でとても円滑に連携が取れている印象がありました。特筆すべきは警察、学生団体など（児童生徒も含む）の地域を構成している人々、行政との連携でした。職員発想のアイデアも素晴らしく思えたのは事業に関する環境づくりも影響していると考えられます。交通安全の指導については、自転車のまちづくりとして、子供から高齢者までライフステージに合わせた対策が欠かせません。

当提言書では、市民や関係団体と連携した取組や、比較的取り入れやすい施策を意識してまとめております。

今後、ソフト面とハード面のそれぞれの視点から各取組を推進し、まち全体で機運を高め、名実ともに「自転車のまち」となることを願い、以上を提言いたします。



戸田市議会 文教・建設常任委員会

委員長	浅 生 和 英
副委員長	古 屋 と し み つ
委 員	小 金 澤 優
	斎 藤 直 子
	花 井 伸 子
	三 浦 芳 一
	遠 藤 英 樹